

時を超え光り輝く京都の景観づくり

屋外広告物の制度



京都市都市計画局

都市の景観は、自然や建物だけではなくあらゆる都市活動から生み出されます。屋外広告物もそのひとつです。

京都市では、市内の全域で屋外広告物に対する基準を定めるとともに、優良な屋外広告物に対する支援制度を設け、美しい品格のある都市景観の形成を図ります。

屋外広告物とは？

屋外において、常時又は一定の期間継続*して公衆に掲げられるもので、看板や広告塔、ポスター等をいいます。

掲げられる内容として、文字、商標、シンボルマーク、写真等のほか、企業等のコーポレートカラーなどイメージを喚起させるものも屋外広告物に含まれます。

また、営利を目的としないものであっても屋外広告物となりますので御注意ください。



* 常時又は一定の期間継続：昼間又は夜間のみ表示するような場合も、「常時又は一定の期間継続」に当たります。

良好な都市景観を形成していくために

屋外広告物が周囲の景観に与える影響は、地域の特性により異なります。京都市では市域を地域の町並み等に応じて21に分け、地域ごとに基準を定めています。

また、屋外広告物の表示が、町並みを形成している個々の建物のデザインに支障をきたすことがなく、建物と一体となったデザインを構成するように、基準を定めています。

(町並みの例)



オフィス街



歴史的な町並み



繁華街

主な基準の概要

表示等の制限について

表示等が禁止されている「場所」や「物」があります。

公園や河川、史跡名勝等の「場所」のほか、電柱、アーケードの支柱、道路標識、歩道柵等の「物」については、屋外広告物の表示等を原則として禁止しています。

(禁止されている「場所」の例)



(禁止されている「物」の例)



これら禁止されている「場所」や「物」に違法に表示されたはり紙や立て看板等の屋外広告物については、警告することなく撤去します。

屋上屋外広告物については表示等ができません。

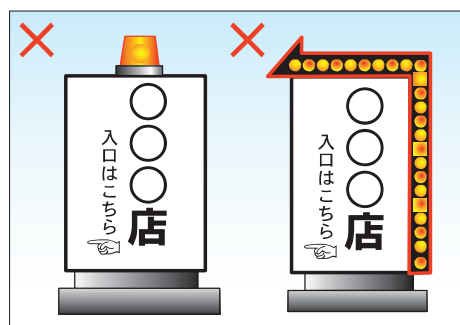
良好なスカイラインを形成し、美しい都市景観を創出していくため、屋上に設置する屋外広告物を市内の全域で禁止しています。



点滅式照明・可動式照明の使用はできません。

点滅式照明や可動式照明*は、安全等のために警告や注意を促す照明と混同するおそれがあります。また、刺激的で強い光を放つなど、都市の景観に支障をきたすため、屋外広告物への使用を市内の全域で禁止しています。

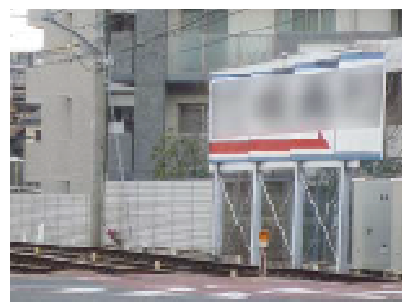
* 可動式照明：回転灯等、照射する光が動くもの



大きな案内看板や野立て看板等を表示することができない地域があります。

一部の地域*では自家用屋外広告物、管理用屋外広告物及び1㎡以下の案内用屋外広告物以外の屋外広告物の表示を禁止しています。

* 第1種地域
第2種地域
歴史遺産型第1種地域
歴史遺産型第2種地域
鉄道等に隣接する地域（屋外広告物規制区域指定概要図の青斜線部分）



表示できる高さの基準について

地域特性や建物の高さに応じて、表示できる高さの基準を定めています。

袖看板や壁面平付け看板などの屋外広告物が表示できる高さは、それぞれの地域に応じて定めた基準と表示する建物等の高さの2/3以下のどちらか低い方としています。

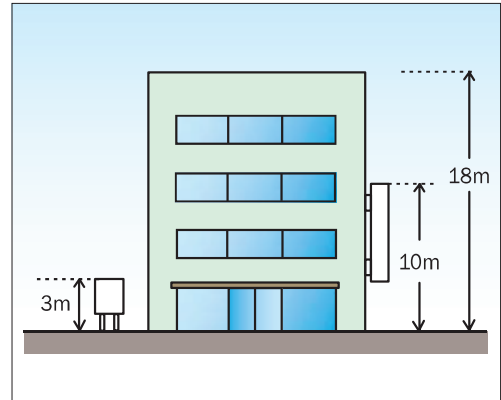
広告塔や支柱型の看板などの自立している屋外広告物についても、高さの基準を定めています。

注) 文字、記号のみを表示する自家用屋外広告物の場合、高さの上限を超えて表示することが認められる場合もあります。

(地域特性に応じた高さの基準の例)

規制区域	袖看板や壁面平付け看板等 広告塔や多本支柱型の看板等	
	最上部の高さ	
第1種地域	4 m	3 m
第4種地域	10 m	3 m
第7種地域	20 m	6 m
沿道型第1種地域	10 m	3 m

(例)第4種地域にある高さ18mの建物に表示する場合(右図)
 地域の基準・・・10m
 建物高さの2/3・・・12m (18m×2/3)
 ⇒したがって表示できる高さは10mまでとなります。



デザインの基準について

意匠や形態に基準を定めています。

良好な町並みの形成を図っていくために、屋外広告物の意匠や形態が建物のデザインや周囲の景観と調和しない場合は、表示できません。

(例)沿道型第1種地域の場合(下図)

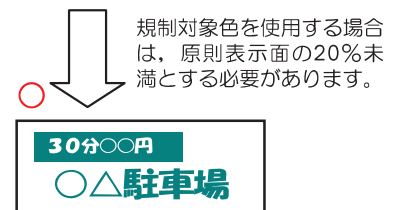
色彩の基準を定めています。

マンセル値(※)の彩度が一定の数値を超える色(規制対象色)を使用する場合、表示面に使用できる面積割合等を定めています。

(地域特性に応じた色彩基準の例)

規制区域	規制対象色の彩度				規制対象色を使用できる面積割合
	赤(R)	黄赤(YR)	黄(Y)	その他	
第1種地域	6 超	6 超	4 超	2 超	20/100 未満*
第4種地域	6 超	8 超	8 超	8 超	30/100 未満
第7種地域	6 超	8 超	8 超	8 超	50/100 未満
沿道型第1種地域	6 超	6 超	4 超	2 超	20/100 未満

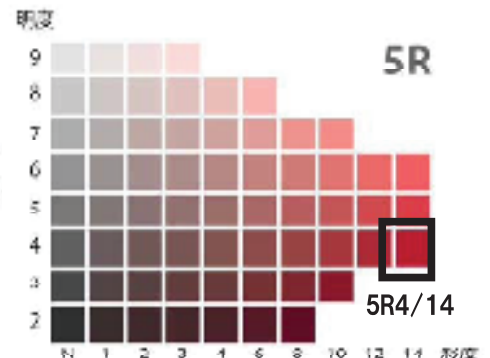
*当該割合内であっても、Y、YRで彩度が10、その他の色で彩度が8を超える色は使用できません。



※マンセル値とは

色彩を表す3属性である色相(色合い)、明度(明るさ)及び彩度(鮮やかさ)による数値表現方法の一つです。

(例えば、色相が5R、明度が4、彩度が14の色彩は、色相、明度、彩度の順に「5R4/14」と表記されます。)



表示できる面積の基準について

地域特性や建物に表示する位置に応じて、表示できる面積の基準を定めています。

屋外広告物の面積や表示率*は、それぞれの地域に応じた基準を定めています。

(地域特性に応じた面積の基準の例)

規制区域	袖看板や壁面平付け看板等		広告塔や多本支柱型の看板等 区画内で表示できる総面積
	同一壁面に表示できる総面積	表示率	
第1種地域	5 m ²	10/100	3 m ²
第4種地域	20 m ²	20/100	10 m ²
第7種地域	—	25/100	15 m ²
沿道型第1種地域	10 m ²	15/100	10 m ²

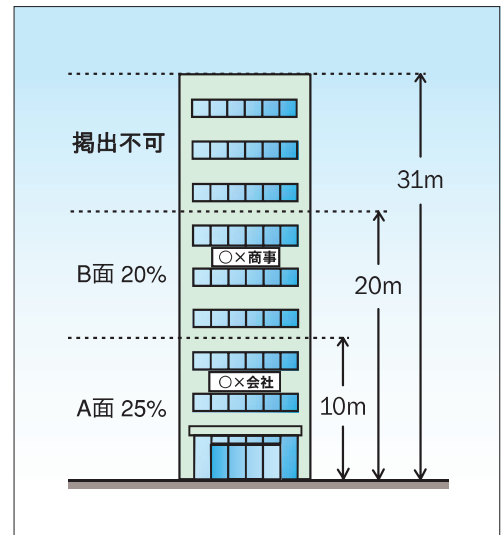
* 表示率：看板等が表示されている同一壁面の面積に対する屋外広告物の総面積の割合

また、建物に屋外広告物を表示する場合には、屋外広告物を表示する位置に応じて基準を定めています。

(例)表示率25%の地域に表示する場合(右図)

10m以下の部分・・・A面の面積×25%

10mを超える部分・・・B面の面積×20%



アーケードが設置されている通りに面している建物に屋外広告物を設置する場合、表示率はアーケードの上下に分けて算定します。



表示できる位置について

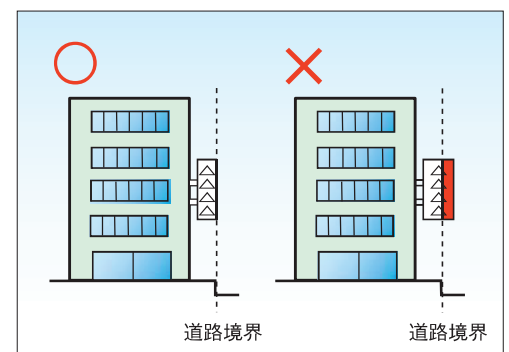
一部の地域で道路への突出を禁止しています。

道路の上空空間を開放し、良好な通り景観を形成するため、田の字地区の幹線道路*¹や眺望景観に配慮する必要がある道路*²では屋外広告物の道路上空への突出を禁止しています。

*¹ 御池通、四条通、五条通、堀川通、烏丸通、河原町通の一部

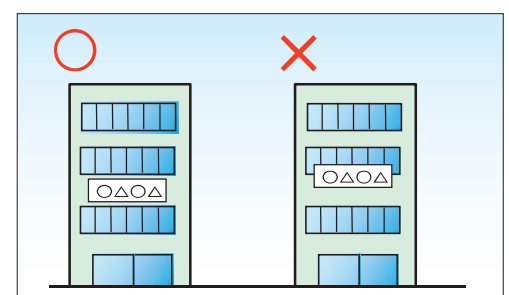
*² 北山通、白川通、北大路通、西大路通の一部

注) アーケード下や建物の1F相当部分(最上部の高さ4m以下)の看板等で、景観上支障がないなど一定の要件を満たす場合は表示等を認められることがあります。



開口部と壁面にまたがる屋外広告物を禁止しています。

窓その他の開口部と壁面にまたがる屋外広告物は建物のデザインを損なうため、原則として禁止しています。



支援の制度の概要

優良な屋外広告物の表示を積極的に誘導し、良好な景観の形成につなげていきます。

表彰制度

優良なデザインで良好な景観形成に寄与する屋外広告物については、優良屋外広告物として表彰し、積極的に紹介するとともに、許可期間の延長を行う場合があります。

特例制度

様々な観点から、特に優良なデザインと認められる屋外広告物については、市長が認める範囲において、基準の緩和を受けることができる特例制度を設けています。

助成制度

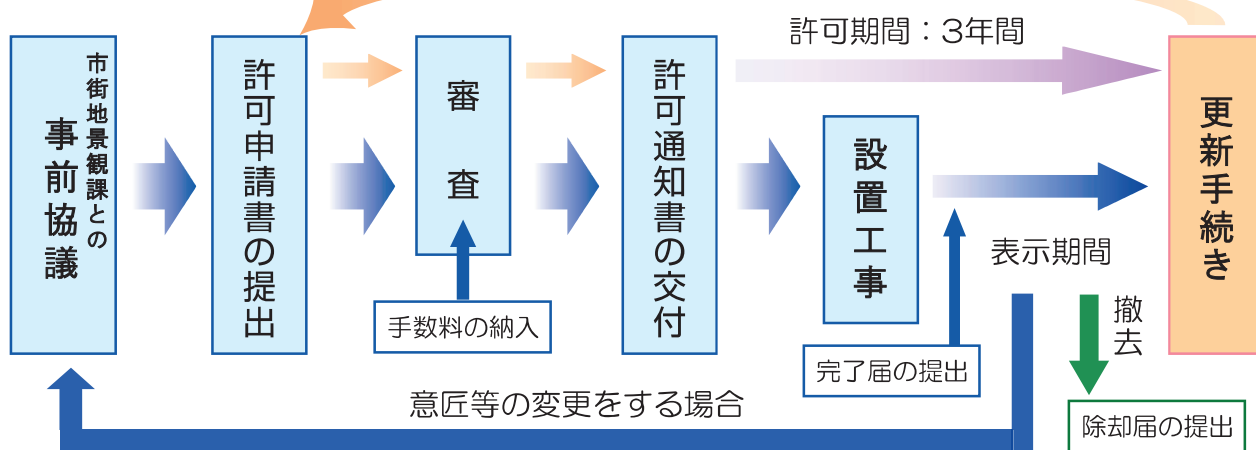
建物のデザインや周囲の景観と調和した屋外広告物や、商店街等の団体が一定のまとまった地域で作成する屋外広告物で、優良なデザインで良好な景観形成に寄与するものを表示する場合に、設置者等に対して設置費等の一部を助成する制度を設けています。

手続等の概要

申請の手続きについて

屋外広告物を表示する場合又は屋外広告物を表示するための板面や骨組みなどの掲出物件を設置する場合は許可を受けることが必要です。ただし、区画内に表示する自家用屋外広告物で、面積の合計が2㎡以下の場合等は許可不要となります。詳細についてはお問い合わせください。

許可申請手続の流れ



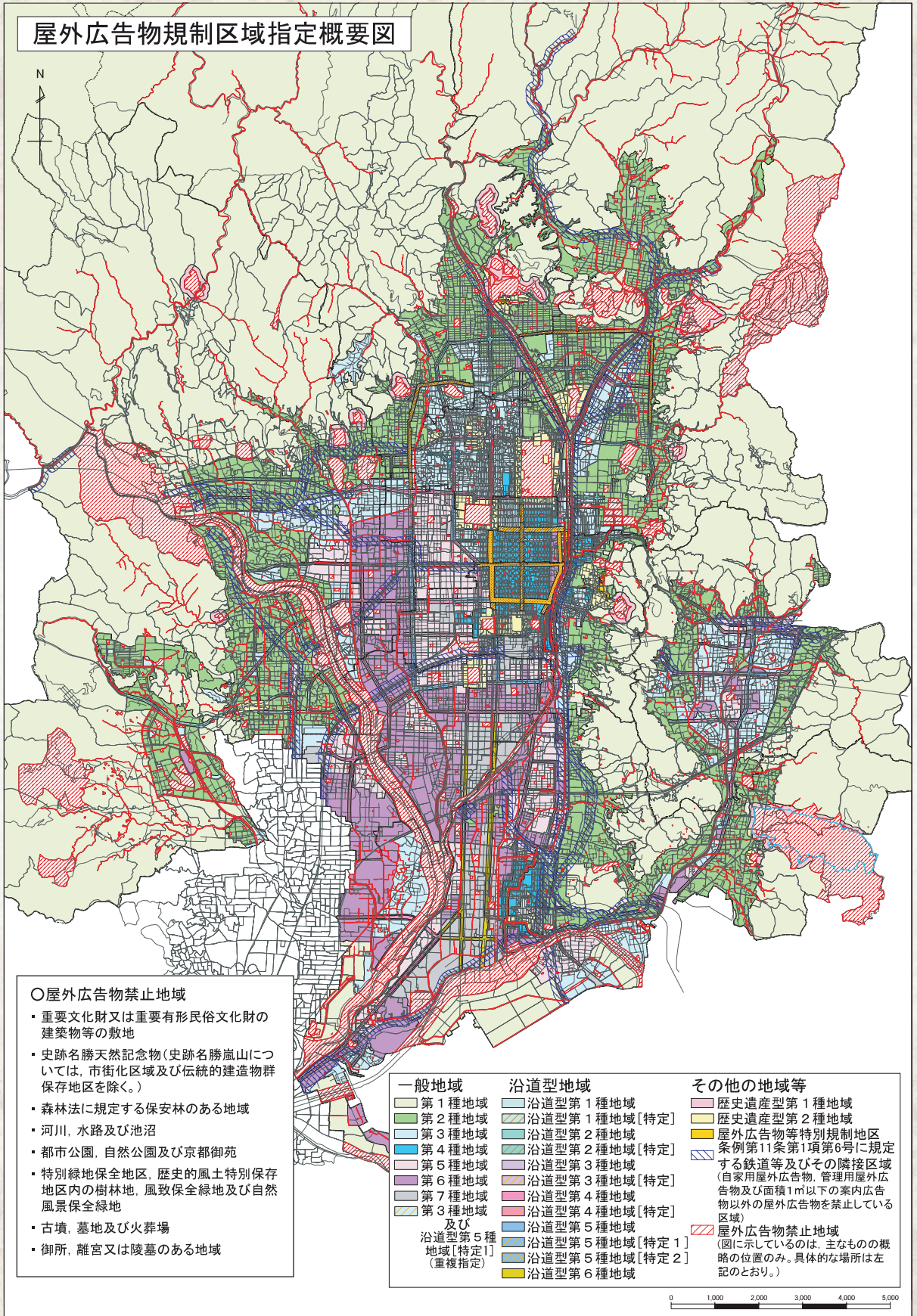
屋外広告業の登録について

京都市内では、京都市に「屋外広告業」の登録をしている業者の方でなければ、屋外広告物の表示や掲出物件の設置を行うことはできません。

京都市内で屋外広告物の表示等を依頼される場合は、必ず登録業者にしていただく必要があります。登録業者の名簿は、市街地景観課の窓口又はホームページ（アドレスは最終ページを参照）で閲覧できます。

許可を受けることなく屋外広告物を表示し、又は掲出物件を設置した場合や、基準に適合しない屋外広告物等を表示・設置した場合、また、京都市に登録することなく屋外広告業を営んだ場合等には、氏名等の公表や罰金等の罰則を科されることがあります。

屋外広告物規制区域指定概要図



○屋外広告物禁止地域

- 重要文化財又は重要有形民俗文化財の建築物等の敷地
- 史跡名勝天然記念物(史跡名勝嵐山については、市街化区域及び伝統的建造物群保存地区を除く。)
- 森林法に規定する保安林のある地域
- 河川、水路及び池沼
- 都市公園、自然公園及び京都御苑
- 特別緑地保全地区、歴史的風土特別保存地区内の樹林地、風致保全緑地及び自然風景保全緑地
- 古墳、墓地及び火葬場
- 御所、離宮又は陵墓のある地域

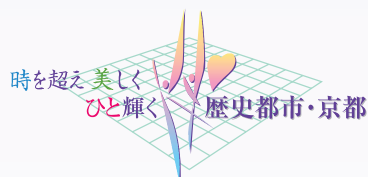
一般地域	沿道型地域	その他の地域等
第1種地域	沿道型第1種地域	歴史遺産型第1種地域
第2種地域	沿道型第1種地域【特定】	歴史遺産型第2種地域
第3種地域	沿道型第2種地域	屋外広告物等特別規制地区
第4種地域	沿道型第2種地域【特定】	条例第11条第1項第6号に規定する鉄道等及びその隣接区域(自家用屋外広告物、管理用屋外広告物以外の屋外広告物を禁止している区域)
第5種地域	沿道型第3種地域	屋外広告物禁止地域(図に示しているのは、主なものの概略の位置のみ。具体的な場所は左記のとおり。)
第6種地域	沿道型第3種地域【特定】	
第7種地域	沿道型第4種地域	
第3種地域及び沿道型第5種地域【特定1】(重複指定)	沿道型第4種地域【特定】	
	沿道型第5種地域	
	沿道型第5種地域【特定1】	
	沿道型第5種地域【特定2】	
	沿道型第6種地域	

0 1,000 2,000 3,000 4,000 5,000

みやこ
京・輝き隊 (市民共汗サポーター)

美しい都市景観を形成していくためには、行政だけではなく、市民の皆様と協力し、共に取り組んでいくことが必要です。

京都市には、世界に誇る美しい京都を守り、更に創造していかうとする意識の高い市民の皆様から構成される「京・輝き隊」という団体があり、現在、街中から違反広告物をなくす活動に御協力いただいています。京都市では、「京・輝き隊」にボランティアとして御参加いただける方々を募集しています。御参加の申し込み等につきましては、市街地景観課までお問い合わせをお願いします。



■ お問い合わせ先 ■

京都市都市計画局 都市景観部市街地景観課

〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

電話(075)222-3474 FAX(075)213-0461

http://www.city.kyoto.lg.jp/tokei/soshiki/9-2-2-0-0_7.html

平成23年3月発行 京都市印刷物第223265号

R100

古紙配合率100%再生紙を使用しています。